

単一効特許及び統一特許裁判所の最新情報まとめ

筆者：クリストフ・ベナール (*Christophe Besnard*)

統一特許裁判所（UPC）及び単一効特許に関する新たな法規定が 2023 年 6 月 1 日から効力が発生し、同日に係属中の全ての欧州特許出願、及び、既に各国レベルで特許付与され登録された特許を含み、同日に有効な全ての欧州特許に影響を与えます。これらの規定によって、欧州特許の出願から特許付与までの手続が変わることはありませんが、欧州における権利保護及び訴訟の戦略の見直しが必至となるでしょう。

統一特許裁判所（UPC）及び「単一効特許」（unitary patent）とも呼ばれる統一的な効力を持つ欧州特許に関する新たな法規定が 2023 年 6 月 1 日から効力が発生し、同日に係属中の全ての欧州特許出願、及び、既に各国レベルで特許付与され登録された特許を含み、同日に有効な全ての欧州特許に影響を与えます。

当該新たな規定は、一方では、単一効特許であるか否かに関係なく欧州特許に関する紛争の解決のための統一特許裁判所と称される新たな裁判所の管轄に関わりますが、他方では、UPC 制度に参加する国（すなわち、UPC 協定に批准した国。下記リスト参照）において特許付与された欧州特許に統一的な効力を与える可能性に関わります。

当該新たな規定によって、欧州特許の出願から特許付与までの手続、すなわち、欧州特許庁（EPO）に対する欧州特許出願及び審査手続が変わることはありません。しかしながら、欧州における権利保護及び訴訟の戦略の見直しが必至となるでしょう。

単一効特許

2023年1月1日から、EPOにより特許許可予告の通知（「EPC規則71(3)の通知」とも呼ばれる）が発行された、（必要な手続（欧州特許の翻訳文及び特許料の納付）をまだ完了していない段階の）全ての欧州特許出願に関し、統一的な効力を持つ欧州特許である「単一効特許」を取得することが可能です。

2023年6月1日の時点で、単一効特許の効力が及ぶ範囲は、UPCに参加する17カ国、すなわち、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、フランス、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ共和国、オランダ、ポルトガル、スロベニア及びスウェーデンのみとなります。これらの17のUPC参加国における特許取得は、これまで通り、既存の「従来型」欧州特許の登録手続（バリデーション）を介しても可能です。なお、これらの国において単一効特許と従来の欧州特許の二重保護はありません。

スペイン、ノルウェー、イギリスやスイスなどの、UPCに参加しない（或いは、まだ参加していない）欧州特許機構の加盟国における欧州特許保護は依然として、「従来型」欧州特許の登録手続が唯一の可能な選択肢となります。更に、UPCの参加国の数が増えつつありますが、単一効特許が登記されると、単一効特許の効力が及ぶ範囲は、後から参加した国まで拡大しません。

特記事項及び実務的アドバイス：

- ヨーロッパ規模で、単一効特許の最初の効力範囲はとっくに広範なものである。
- 単一効特許の存続期間が約10年であり、その維持年金は通常、最少4カ国に登録された「従来型」欧州特許の維持年金よりも低いです。従って、上に列挙された17のUPC参加国のうち4カ国以上において欧州特許の登録手続を行う予定であれば、単一効特許はおそらく、コストパ

パフォーマンスが高い選択肢と言えます。保護を求めようとする国の数が多ければ多いほど、より多く費用を削減することができます。

- 単一効特許は、単独の（分割できない）法的所有権です。そのため、単一効特許は部分的に譲渡することができません。特定の UPC の国において制限、取消又は放棄することができません。しかしながら、UPC の効力が発生する全範囲又は一部の範囲においてライセンスを許可又は取得することができます。
- 単一効特許は、UPC の専属管轄からオプトアウトすることができません（以下参照）。

UPC の管轄権

原則として、2023 年 6 月 1 日の時点で、欧州特許出願及び欧州特許（統一的な効力を持つか否かに関わらず）は、UPC の専属管轄下に置かれます。この専属管轄が齎す 1 つの結果としては、1 つ又は複数の UPC 参加国において欧州特許が侵害されている場合、侵害行為について UPC へ提訴しなければなりません（国内裁判所へ提訴することはもうできません）。任意の第三者が欧州特許の取り消しについて一元的に UPC へ提起することも可能となります。念頭に置くべきことに、UPC による欧州特許の取消は、当該特許が保護されている全ての UPC 参加国において効力が発生します。従って、UPC の専属管轄は、「攻撃」においても「守備」においても、一元的な効果を奏します。

しかしながら、欧州特許出願及び統一的な効力を持たない欧州特許について UPC の管轄からオプトアウトする、すなわち、除外することが可能です。これらのオプトアウトの申請はこれから提出することができます。

特記事項及び実務的アドバイス：

- 現時点で、UPC は全く判決を下していないので、その傾向及び実務を予測することが難しいところです。
- 欧州特許に対し、統一的な効力を持つか否かの判決、例えば、特許の取消判決を UPC が下した場合に、当該判決は、対象特許の保護範囲である全ての UPC 参加国に適用されます。従って、オプトアウトは、欧州特許が複数の国において同時に取り消されることを回避します。
- オプトアウトを申請した場合、UPC はもう、一元的に侵害手続を開始する権限を有しません。そのため、多数の侵害行為に対し、複数の国内裁判所のそれぞれへ提訴することが必要となります。しかしながら、特定の条件を満たせば、永久的にオプトアウトを取り下げ（いわゆる、「オプトイン」手続）することができます。